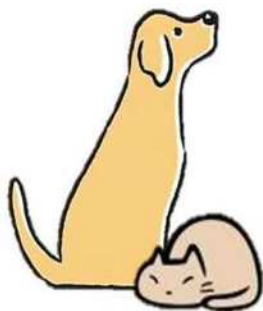


未承認動物用医薬品の広告等に係る法令順守のお願い



動物用医薬品の品質、有効性、及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止を図るためには、動物用医薬品の流通に携わる方の御理解と御協力が不可欠です。

今後とも、本県動物薬事・獣医事行政に御理解と御協力いただきますようお願いいたします。

昨今、動物病院のホームページ（以下「HP」という。）等において、獣医師や動物病院のスタッフ等が医薬品的な効能又は効果を標ぼうして動物用製品を紹介する事例が散見されます。

医薬品的成分を含まないサプリメント等の動物用製品であっても、医薬品的な効能又は効果を標ぼうした場合は動物用医薬品と判断されます。

また、医薬品医療機器等法第14条に基づく承認を受けていない動物用医薬品（以下「未承認動物医薬品」という。）について医薬品的な効能又は効果を広告した場合、同法第68条に抵触し、未承認動物用医薬品を販売又は授与した場合は同法第55条に抵触します。

医薬品医療機器等法上、動物病院のHP、ブログ、ソーシャルネットワークサービス、チラシやメールマガジン等であっても、未承認動物用医薬品について医薬品的な効能又は効果を広告する行為は同法に抵触する可能性があります。

参考：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（一部抜粋、「※」は同法第83条により読み替え）

（販売、授与等の禁止）

第55条 第50条から前条までの規定に触れる医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、農林水産省令※で別段の定めをしたときは、この限りでない。

2 模造に係る医薬品、第13条の3第1項の認定若しくは第23条の2の4第1項の登録を受けていない製造所（外国にある製造所に限る。）において製造された医薬品、第13条第1項若しくは第6項若しくは第23条の2の3第1項の規定に違反して製造された医薬品又は第14条第1項若しくは第9項（第19条の2第5項において準用する場合を含む。）、第19条の2第4項若しくは、第23条の2の5第1項若しくは第11項（第23条の2の17第5項において準用する場合を含む。）、第23条の2の17第4項若しくは第23条の2の23第1項若しくは第6項の規定に違反して製造販売をされた医薬品についても、前項と同様とする。

（承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止）

第68条 何人も、第14条第1項又は、第23条の2の5第1項若しくは第23条の2の23第1項に規定する医薬品若しくは医療機器又は再生医療等製品であつて、まだ第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項、第23条の2の17第1項、第23条の25第1項若しくは第23条の37第1項の承認又は第23条の2の23第1項の認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。



東部家畜保健衛生所保健衛生課（指導グループ）（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）

電話：0532-45-1141 ファックス：0532-48-8943

東部家畜保健衛生所新城設楽支所（新城市、北設楽郡）

電話：0536-22-0549 ファックス：0536-23-4952